

公立保育園の子育てに関する事業

公立保育園では、次のような子育て支援事業を行っています。お問い合わせは、保育課または各保育園(左表参照)へ。

子育て相談

お子さんについての悩みや心配事(育児、食事等)についての相談を受け付けています。どうぞ、お気軽にお電話ください。

とき 月曜日、金曜日の午前9時30分～午後4時30分

園庭開放

親子いっしょに保育園等で遊びませんか。開放時間等詳しくは、各保育園に確認のうえ、来園してください。

とき 月曜日、金曜日の午前9時30分～11時30分

保育課(☎内線1531) 1533

公立保育園一覧

Table with 3 columns: 保育園名, 住所, 電話. Lists 18 different public kindergartens with their addresses and phone numbers.



お知らせ

平成15年度一時保育事業の利用登録受け付け

ある日、ある時間帯が保育に欠ける状態になった保護者への支援を行います。利用にあたっては、登録が必要です。



対象児童 市内在住し満1歳から就学前の児童で、次のいずれかに該当する方

保護者が必要となる児童

保護者の疾病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童

保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により、一時的に保育が必要となる児童

障害のある乳幼児で、体験的に入所させ集団保育をするため等により、保育を必要とする児童

障害のある小学校4年生までの児童で、からまでの各号に該当する場合で、午後5時時間において一時的に保育を必要とする児童

対象児童数 1日6人以内 登録受け付け 3月5日

(水)から

利用受け付け 登録承認後

3月26日(水)から

利用開始日 4月3日(木)

利用日数および保育時間

利用日数は週3日以内。保育

時間は基本的に月、金曜日の

午前8時30分～午後5時

利用料金

4時間以内:千円

4時間超:2千円

(延長保育代 1回500円)

昼食・おやつ代

昼食:1回につき200円

おやつ:1回につき150円

実施場所 西原保育園(芝

久保町5-4-2)

申請方法 田無庁舎1階保

育課および西原保育園にある

一時保育利用登録申請書にて

登録をしてください。現在平

成14年度において登録されて

いる方も、平成15年度として登録が必要で

一時保育を利用する場合は、登録承認後、西原保育園に申し込んでください。

保育課(☎内線1531) 1533、西原保育園(☎61-9100)

ファミリー・サポート・センター説明会

ファミリー・サポート・センターの



市役所では、市民税課(☎内線1311) 市民税課(☎内線1311) 平成15年度社会教育関係団体認定申請受け付け

市内の体育施設を使用する場合、社会教育関係団体として認定されると、有料体育施設の利用料金が減額または免除されます。該当する団体は、申請してください。

対象団体 団体登録がされて、かつ、市内団体の認定を受けていること

市内に10人以上で組織し、かつ、市内在住・在勤・在学者が過半数を占める団体

市内で社会教育活動を行っていること

規約または会則を有し、団体としての意思を決定し、執行し、代表することのできる機能および独立した経理、監査の機能が確立していること

団体の実績が客観的に認められるものであること

政治活動、宗教活動または営利事業を主たる目的とする団体でないこと

申請期間 3月3日(月)

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。次の場合は、3月中に手続きをしてください。

軽自動車税には、月割課税制度がありません。125cc以下のバイク・小型特殊自動車は、登録承認後、西原保育園に申し込んでください。

市民税課(☎内線1311) 市民税課(☎内線1311)

平成15年度社会教育関係団体認定申請受け付け

市内の体育施設を使用する場合、社会教育関係団体として認定されると、有料体育施設の利用料金が減額または免除されます。該当する団体は、申請してください。

対象団体 団体登録がされて、かつ、市内団体の認定を受けていること

市内に10人以上で組織し、かつ、市内在住・在勤・在学者が過半数を占める団体

市内で社会教育活動を行っていること

規約または会則を有し、団体としての意思を決定し、執行し、代表することのできる機能および独立した経理、監査の機能が確立していること

団体の実績が客観的に認められるものであること

政治活動、宗教活動または営利事業を主たる目的とする団体でないこと

申請期間 3月3日(月)

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。次の場合は、3月中に手続きをしてください。

転出した場合 盗難にあった場合

すでに使用していない場合

所有者が変わった場合

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。次の場合は、3月中に手続きをしてください。

転出した場合 盗難にあった場合

すでに使用していない場合

市税等の夜間納付相談窓口を開設

とき 3月12日(水) 14日(金) 午後5時～8時

税金:4階納税課 国民健康保険料・税:2階保険年金課

税金:1階納税課 国民健康保険料・税:1階保険年金課

税金は納税課へ、国民健康保険料・税は保険年金課へお問い合わせください。

納税課(☎内線1355) (☎内線2123) 保険年金課(☎内線1481) (☎内線2135)

ご利用ください

会議の日程・議題等は、変更となる場合があります。傍聴を希望する方は、担当課へお問い合わせください。会議開催予定は、西東京市ホームページ、両庁舎入口の掲示板でもお知らせしています。

広報広聴課(☎内線1141)

審議会等開催情報

Table with 5 columns: 会議, とき・ところ, 傍聴人数, 議題, 担当課(内線). Lists various committees and their schedules.